

広島県告示第八百八十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

平成十九年八月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

宮島町加入区（宮島漁業協同組合）、豊浜町加入区（呉豊島漁業協同組合）、山波加入区（尾道東部漁業協同組合）